

個人所得に係る 主な税制改正の概要

平成20年度(19年分)以降の適用分

1 税率構造及び税率の改正

所得税から市・県民税へ。

税源移譲が実施され税率が次のように変わりました。

所得税の税率【平成19年分所得から】

	改正前			改正後		
	【課税所得金額】	税率	控除額	【課税所得金額】	税率	控除額
所得税	3,299,000円まで	10%	0円	1,949,000円まで	5%	0円
				3,299,000円まで	10%	97,500円
				6,949,000円まで	20%	427,500円
	8,999,000円まで	20%	330,000円	8,999,000円まで	23%	636,000円
	17,999,000円まで	30%	1,230,000円	17,999,000円まで	33%	1,536,000円
	18,000,000円超	37%	2,490,000円	18,000,000円以上	40%	2,796,000円

市・県民税の税率【平成19年度分(18年分所得)から】

	課税所得金額	改正前		改正後		
		税率	控除額			
市・県民税	2,000,000円以下	5%	0円	一律	10%	
	7,000,000円以下	10%	100,000円			
	7,000,000円超	13%	310,000円			
内 訳	市民税	2,000,000円以下	3%	0円	一律	6%
		7,000,000円以下	8%	100,000円		
		7,000,000円超	10%	240,000円		
	県民税	7,000,000円以下	2%	0円	一律	4%
		7,000,000円超	3%	70,000円		

2 定率減税の廃止

所得税・・・平成19年分所得から、所得税額の10%相当額（上限12.5万円）が廃止されます。

市・県民税・・・平成19年度分から廃止されています。

定率減税の推移

区分	所得税	市・県民税
11～17年（度）分	所得税額の20%相当額 （最高25万円）	所得割額の15%相当額 （最高4万円）
18年（度）分	所得税額の10%相当額 （最高12万5千円）	所得割額の7.5%相当額 （最高2万円）
19年（度）分以降	廃止	廃止

3 地震保険料控除の創設

従来の損害保険料控除が見直され、地震保険料控除が創設されます。

	控除額の上限
所得税	5万円
市・県民税	2万5千円 ※地震保険料の2分の1

経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料に係るものを除く。）に係る保険料を支払った場合には、従前の損害保険料控除（所得税上限1万5千円、市・県民税上限1万円）が適用されます。併せて、適用する場合には、上記の表の金額が上限となります。

4 市・県民税の老年者非課税措置廃止

65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合は、市・県民税が非課税でしたが、平成18年度から廃止されています。

ただし、平成17年1月1日現在において、65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方については、次の経過措置がありました。平成20年度からは全額課税されることになります。

老年者非課税措置の廃止による経過措置

年度	市 民 税		県 民 税	
	均等割	所得割	均等割	所得割
18年度	1,000円	所得割額の3分の1	300円+500円	所得割額の3分の1
19年度	2,000円	所得割額の3分の2	600円+500円	所得割額の3分の2
20年度	3,000円	全額	1,000円+500円	全額

※県民税500円は、経過措置の対象外

所得割額は配当控除後、配当割・株式等譲渡割額控除前の額

5 住宅ローン控除の市・県民税への適用 【平成20年度市・県民税から適用】

税源移譲により、所得税率が減少することにより、実際に控除できる住宅ローン控除額が減少してしまう場合があります。

この場合、住宅ローン控除制度を適用している方の負担が変わらないようにするため、対象となる方からの申告に基づき、翌年度の市・県民税から控除する措置が講じられます。

平成20年度から平成28年度までの市・県民税に適用されます。

対象となるのは、平成11年から平成18年までに入居した人で、「税源移譲により住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった人」または「もともと所得税から控除しきれない住宅ローン控除限度額があったが、税源移譲により、その額が大きくなった人」です。

また、この措置は毎年度確定申告期限までに市に対し、住宅借入金等特別税額控除申告書を提出することが必要です。確定申告をする人は税務署を通じて申告書を提出します。

6 税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置 【平成19年度市・県民税に適用】

平成18年分の所得税が課税された方で、平成19年中の所得が大きくなり下がり、平成19年分の所得税が課税されない方について、税源移譲によって市・県民税だけが増額されることとなるため、対象となる方からの減額申告（市・県民税減額申告）に基づき、平成19年度の市・県民税を移譲前の税率で計算した額まで減額します。

この減額申告は、平成20年7月1日から同月31日（同月1日以後にこの減額措置の適用を受けられる状態になったときは、当該状態となった日から1ヶ月を経過した日の前日）までの間に、平成19年1月1日現在における住所所在地の市町村長に提出する必要があります。

なお、この軽減措置適用を受ける場合で、平成19年分の所得税の確定申告をしていない場合は、収入金額にかかわらず市への所得申告（給与所得のみの方で勤務先から給与支払報告書が提出されている人を除く）が必要です。